

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認いただきたい事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

なお、「ご契約のしおり・約款」はネオファースト生命Webサイト内 (<https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>) にて、ご確認いただけます。お申し付けいただければ冊子を事前にお送りいたします。

✓ 通信販売における注意事項

パンフレット掲載のプラン以外(主契約またはがん治療特約の給付金額)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



本資料は2020年12月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2020年8月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

募集代理店は同封の送付状をご覧ください。

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウエストタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間]9:00~18:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

N2131-01 (登)B20N1082(2020.9.9) 営業業務部 '20年9月作成

1 商品パンフレット

通信販売用



<無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険(2020)>



8大生活習慣病で入院をしたら 入院一時給付金

100万円

をお受け取り
いただけます。

がん(上皮内がんを含む)

心・血管疾患

脳血管疾患

糖尿病

高血圧性疾患

肝疾患

すい
臓疾患

腎疾患

◆ご案内の保険について◆

この保険は、主に〈病気・ケガへの備え〉をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。お客さまのご意向が異なる場合や、ご不明な点がある場合は募集代理店またはネオファースト生命までご連絡ください。

万への備え (死亡保障)	病気・ケガへの備え (医療保障)	三大疾病への備え	保険料ご負担の サポート	将来の資金準備 (年金・一時金)
—	○	—	—	—



契約年齢
満20歳~満65歳
2020年12月版

ネオdeからだエール は、8大生活習慣病に 備えられます。

各保障(主契約・特約)の留意点やお支払いできない場合の詳細については、P.3~P.6「保障の詳細」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。保障内容の詳細を知りたい場合やパンフレット掲載のプラン以外(主契約またはがん治療特約の給付金額)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。



入院をしたとき

- がん(上皮内がんを含む)
- 心・血管疾患
- 脳血管疾患
- 糖尿病
- 高血圧性疾患
- 肝疾患
- すい臓疾患
- 腎疾患

8大生活習慣病で入院(日帰り入院*1を含む)をしたら

入院一時給付金

100万円^{*2}を

お受け取りいただけます^{*3}!

がん(上皮内がんを含む)、心・血管疾患、脳血管疾患は
支払回数無制限で保障します^{*3}!

*1 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。また、支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。
*2 契約時に入院一時給付金額を設定いただきます。
*3 1年に1回のお受け取りを限度とします。



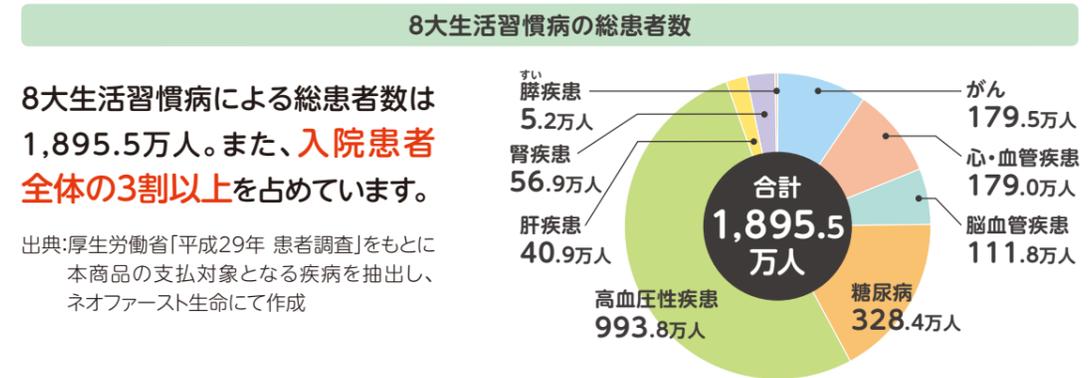
健康を維持していると

健康診断の結果、健康年齢が若くなるほど

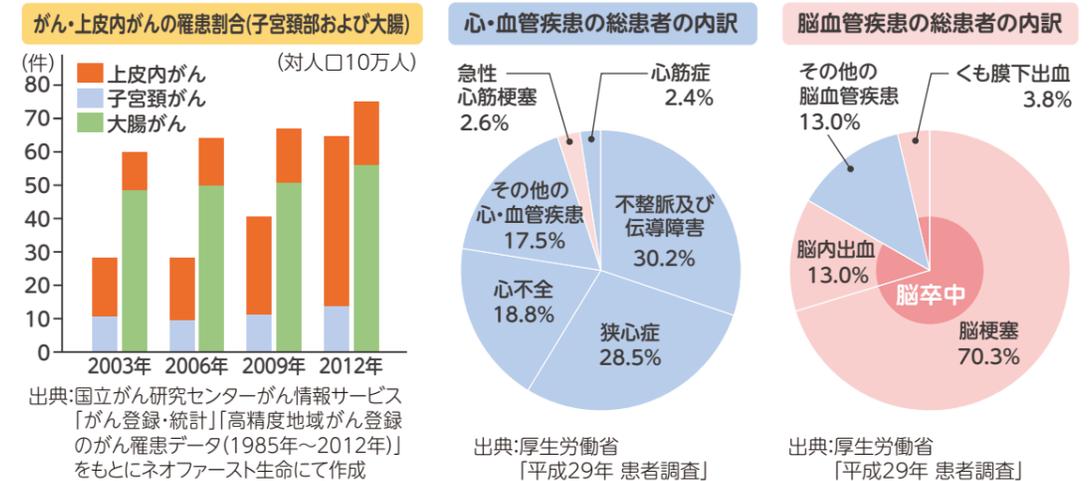
保険料が安くなる!

主契約は更新の度、健康年齢により保険料を算定します!

● 国民の約7人に1人が8大生活習慣病患者です。



● 8大生活習慣病に含まれる上皮内がんの罹患率は増加傾向にあります。心・血管疾患は狭心症や不整脈などの患者が多くを占めています。



● 健康年齢が若くなるほど、更新後の保険料は安くなります。

健康年齢とは、健康状態を年齢で表したものです。健診データや診療報酬明細書(レセプト)等のビッグデータを使用し、個々人の健康診断結果等によって将来の疾病の発生率等を分析することで、その方の健康状態を年齢として示したものです。健康年齢は、(株)JMDCの登録商標です。

詳しくはP.7~P.8をご確認ください。

更新時の実年齢が40歳の場合		
【ご契約例】		
●主契約(入院一時給付金額):100万円 ●男性 ●月払		
健康年齢	40歳 (実年齢と同じ)	35歳 (実年齢-5歳)
保険料	1,654円	1,405円

保障の詳細 → 8大生活習慣病の入院に備える

給付金をお支払いできない場合や更新などのご確認いただきたい事項については、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

支払対象となる生活習慣病の治療を目的として入院^{*1}をした場合

日帰り入院^{*2}から入院一時給付金をお受け取りいただけます。

しくみ図(イメージ)



3年ごとに、**健康年齢**によっては保険料が安くなるチャンスがあります。⇒ 詳しくはP.7～P.8をご確認ください。

*1 生活習慣の改善に関する知識や自己管理法の習得などを目的とする入院(教育入院)は入院一時給付金をお支払いしません。
*2 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。また、支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払
*3 直前の入院一時給付金の支払事由が該当日から、その日を含めて1年以内に新たに支払事由に該当する入院をされたときは、
*4 更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に更新して更新します。保険料
※健康年齢判定日:被保険者の実年齢が70歳となる更新日より前に到来する各更新日のことをいいます。
※健康年齢判定日における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後

払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。
入院一時給付金をお支払いしません。
は被保険者の実年齢にもとづいて計算し、以後の保険料の変更はありません。
の保険期間は1年となります。



特約

特約を付加することでがん到手厚く備えられます。

がん治療特約

がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の手術、放射線治療、抗がん剤治療などを受けたとき

がん先進医療・患者申出療養特約

がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として先進医療、患者申出療養による療養を受けたとき

⚠️ がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は 更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

保障の詳細 → がん治療に手厚く備える

給付金をお支払いできない場合や更新などのご確認いただきたい事項については、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[ご契約のしおり・約款]に記載しております。必ずご確認ください。

がん治療特約

- がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の事由に該当したとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 治療を受けられた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度	保険期間	
がん治療給付金	対象となる治療を受けたとき	がん治療給付金額		月に1回 通算回数無制限	3年*1
		給付金額	10万円		

*1 更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に更新して更新します。

■対象となる治療

- ① 公的医療保険制度対象の手術・放射線治療
- ② 公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療
- ③ 所定の先進医療、患者申出療養*2に該当する抗がん剤治療
- ④ がん(上皮内がんを含む)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療(②または③に該当する抗がん剤治療を除く)
- ⑤ 抗がん剤治療に該当しない所定の先進医療、患者申出療養による療養

*2 所定の先進医療、患者申出療養については、P.15をご確認ください。

がん先進医療・患者申出療養特約

- がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の先進医療、患者申出療養*3による療養を受けたとき、先進医療、患者申出療養にかかる技術料と同額をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度	保険期間
がん先進医療給付金	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の先進医療による療養を受けたとき	技術料と同額	通算 2,000万円	3年*4
がん患者申出療養給付金	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の患者申出療養による療養を受けたとき			

*3 所定の先進医療、患者申出療養については、P.16をご確認ください。

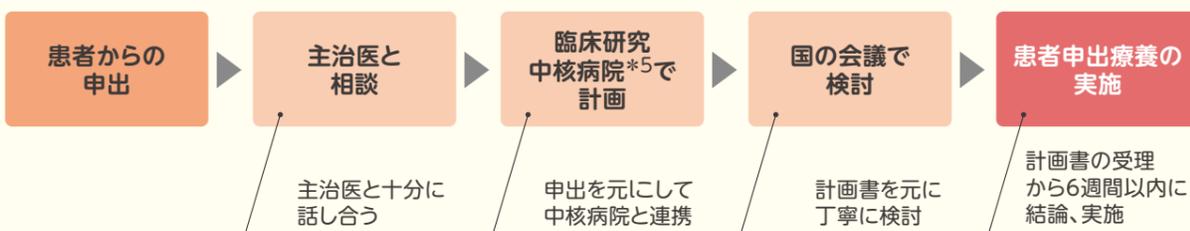
*4 更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に更新して更新します。

■先進医療と患者申出療養の違い

	対象となる技術	実施医療機関
先進医療	有効性と安全性を確保するための基準を定めたうえで、厚生労働大臣が認めた技術	265機関(2020年4月1日現在)
患者申出療養	患者から主治医などに相談して「患者申出療養」に関する国の会議で認められた技術	安全性・有効性などを確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けることが可能

出典:厚生労働省「先進医療の概要について」「患者申出療養制度」をもとにネオファースト生命にて作成

■患者申出療養実施までの主な流れ



*5 日本発の画期的な医薬品や医療技術などを開発するために、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院
出典:厚生労働省「患者申出療養制度」



がんになったときの治療、費用と収入の変化

- がん患者の方が『今までに受けた治療の割合』(単独で実施する場合や、組み合わせて行う場合があります。)



*6 抗がん剤治療・ホルモン療法・分子標的治療等の化学療法による治療
出典:厚生労働省 平成22年度がん対策評価・分析事業「あなたの思いを聞かせてください! がん対策に関するアンケート調査」

- 胃がんで14日間入院した場合の事例 ●45歳 ●男性 ●標準報酬月額28万円～50万円

公的医療 保険制度 対象	医療費:792,380円	
	●高額療養費制度適用後の医療費の自己負担額	85,354円
		+
公的医療 保険制度 対象外	●差額ベッド代	84,000円
	●食事代	19,320円
入院費総額		188,674円

- 主な先進医療の平均治療費(1件あたりの平均費用)

技術料 全額自己負担	●重粒子線治療	約313万円
	●陽子線治療	約271万円

※重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって公的医療保険制度適用の対象となるものがあります。

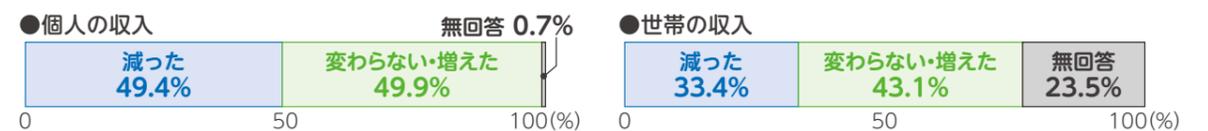
- 治療費以外の費用

入院時の雑費 (衣料品購入など)	付添者の 交通費や食事代	からだの変化をよわらげる費用 (医療用ウィッグの購入など)	退院後の通院代や 投薬代など
---------------------	-----------------	----------------------------------	-------------------

上記事例の医療費は以下にもとづき算出しています。

- ・入院日数▶厚生労働省「平成29年 患者調査」
- ・入院費用▶厚生労働省「平成30年 社会医療診療行為別統計」傷病ごとの診療報酬点数より算出
- ・差額ベッド代▶中央社会保険医療協議会「主な選択療養に係る報告状況(2019年11月14日)」より日額6,000円と仮定
- ・食事代▶入院時食事療養費にかかる標準負担額(2020年度時点)1,380円(1食460円を1日3食)
- ・先進医療▶厚生労働省「第71回先進医療会議(2019年1月10日)」(2017年7月1日～2018年6月30日の1年間の実績)

- がん罹患後の収入の変化



出典:東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」

【がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約】について



- ・告知の前、または告知の時から各特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、各特約は無効になります。この場合、給付金をお受け取りいただけません。
- ・保険期間および保険料払込期間は主契約と同一となります。ご契約時の保険料、更新後の保険料は被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

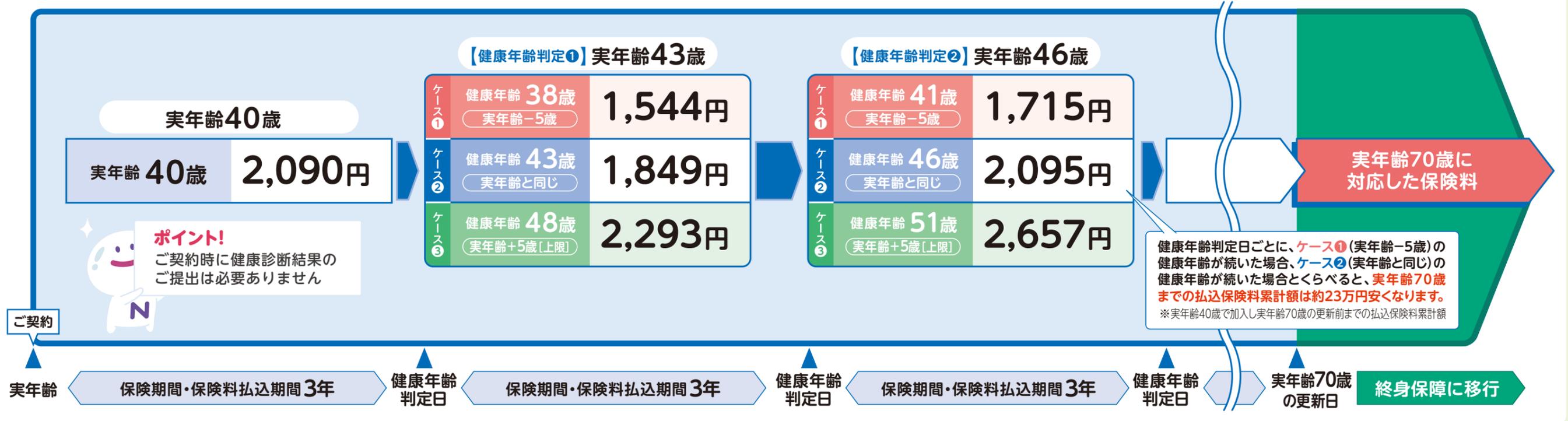
健康年齢と保険料

給付金をお支払いできない場合や更新などのご確認いただきたい事項については、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

主契約は更新の度、**健康年齢**にもとづき、**保険料**が決まります。
 あなたの健康状態が**保険料**に反映されます。

➡健康年齢ごとの保険料はP.9～P.12をご確認ください。

保険料例 【ご契約例】●主契約(入院一時給付金額):100万円 ●ご契約時の実年齢:40歳 ●男性 ●月払



Q 「健康年齢」ってどうやって算定するの?

A 健康年齢判定日の**実年齢**と**健康診断結果**(右表の項目)をもとに算定します。

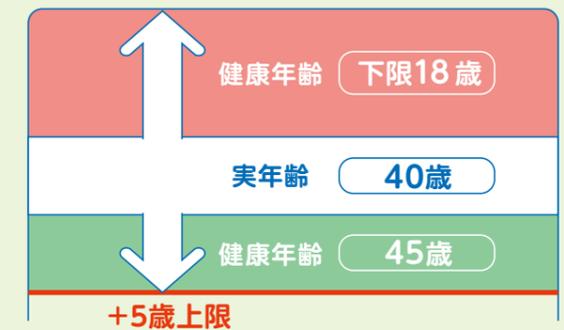
➡詳しくはP.13をご確認ください。

検査項目	健康年齢算定に必要項目	健康年齢算定に必要項目	
		男性	女性
体格(BMI)	体重(kg)÷{身長(m)} ²	○	
血圧	最高(収縮期)	○	
	最低(拡張期)	○	○
尿検査	尿蛋白	○	○
血液検査	血中脂質 HDLコレステロール	○	○
	中性脂肪	○	○
	肝機能 GOT	○	○
	γ-GTP	○	○
	血糖値 HbA1c	○	○

Q 「健康年齢」には上限や下限はあるの?

A 健康年齢の上限は、**健康年齢判定日の実年齢+5歳**です。下限は18歳です。

➡詳しくはP.13をご確認ください。



健康年齢はネオファースト生命のWebサイトでご確認できます。 <https://neofirst.co.jp> (年齢、性別、必要検査項目の結果数値を入力すると、健康年齢が算定できます。)

健康年齢:健康年齢判定日において、ご契約の保険料を計算する基礎として被保険者の実年齢および健康状態をもとに算定
 ※健康年齢判定日:被保険者の実年齢が70歳となる更新日より前に到来する各更新日のことをいいます。
 ※健康年齢判定日における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の保険期間は1年となります。
 ※がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

●健康年齢は所定の8大生活習慣病に関連するリスクを評価したもので、あくまでもネオファースト生命独自の基準にもとづいた分析・計算により算定される年齢となります。
 ●算定された健康年齢が実年齢より若い場合であっても、所定の8大生活習慣病が発症しないことを保証するものではありません。

される年齢のことをいいます。
 1年となります。

●健康年齢は、(株)JMDCの登録商標です。ネオファースト生命で使用する健康年齢は、(株)JMDCのデータにもとづきネオファースト生命独自の方法により算定しているため、(株)JMDCの健康年齢と算定基準が異なります。
 ※健康年齢の判定の詳細は、P.13および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

⚠健康診断結果が良い場合であっても、実年齢が上がることで、健康年齢が上がり、更新後の保険料が高くなることもあります。

月払 保険料表

●主契約(入院一時給付金額):100万円
●がん治療特約:10万円 ●がん先進医療・患者申出療養特約

●契約日が2020年12月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
●主契約の更新後の保険料は健康年齢判定日(終身で更新する場合は更新日)現在の保険料率によって計算されます。したがって、更新時の保険料は、下記とは異なる場合があります。
●健康年齢判定日における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の保険期間は1年です。したがって、下記の更新時(保険期間3年)の保険料とは異なります。
●主契約は更新時の実年齢+5歳の健康年齢にもとづく保険料を上限とします。また、下限は18歳です。
●記載以外の給付金額・年齢については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

男性					
主契約		更新時(保険期間3年)		特約	
契約時	更新時	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
実年齢(歳)	健康年齢(歳)	実年齢(歳)	実年齢(歳)	実年齢(歳)	実年齢(歳)
18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72

保険料表の見方(主契約)

男性、月払保険料の場合

契約時		更新時(保険期間3年)	
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)
35	1,776	35	1,405
36	1,831	36	1,449
37	1,889	37	1,495
38	1,951	38	1,544
39	2,018	39	1,597
40	2,090	40	1,654
41	2,167	41	1,715
42	2,249	42	1,779
43	2,336	43	1,849
44	2,432	44	1,925
45	2,536	45	2,007
46	2,648	46	2,095
47	2,767	47	2,190
48	2,897	48	2,293
49	3,039	49	2,405
50	3,193	50	2,527

- ケース① 健康年齢が更新時の実年齢-5歳であった場合
- ケース② 健康年齢が更新時の実年齢と同じであった場合
- ケース③ 健康年齢が更新時の実年齢+5歳であった場合(上限)

更新日における実年齢70歳の保険料例

月払		
主契約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
100万円	10万円	
8,173円	3,294円	212円

●更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。

がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

女性

主契約		更新時(保険期間3年)		特約	
契約時	更新時	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
実年齢(歳)	健康年齢(歳)	実年齢(歳)	実年齢(歳)	実年齢(歳)	実年齢(歳)
18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72

保険料表の見方(主契約)

女性、月払保険料の場合

契約時		更新時(保険期間3年)	
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)
35	1,966	35	1,556
36	1,983	36	1,569
37	2,002	37	1,585
38	2,027	38	1,604
39	2,057	39	1,628
40	2,093	40	1,656
41	2,134	41	1,689
42	2,180	42	1,725
43	2,230	43	1,765
44	2,286	44	1,809
45	2,347	45	1,857
46	2,412	46	1,909
47	2,478	47	1,961
48	2,543	48	2,013
49	2,605	49	2,062
50	2,664	50	2,108

- ケース① 健康年齢が更新時の実年齢-5歳であった場合
- ケース② 健康年齢が更新時の実年齢と同じであった場合
- ケース③ 健康年齢が更新時の実年齢+5歳であった場合(上限)

更新日における実年齢70歳の保険料例

月払		
主契約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
100万円	10万円	
5,731円	2,154円	105円

●更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。

がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

年払 保険料表

●主契約(入院一時給付金額):100万円
●がん治療特約:10万円 ●がん先進医療・患者申出療養特約

●契約日が2020年12月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
●主契約の更新後の保険料は健康年齢判定日(終身で更新する場合は更新日)現在の保険料率によって計算されます。したがって、更新時の保険料は、下記とは異なる場合があります。
●健康年齢判定日における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の保険期間は1年です。したがって、下記の更新時(保険期間3年)の保険料とは異なります。
●主契約は更新時の実年齢+5歳の健康年齢にもとづく保険料を上限とします。また、下限は18歳です。
●記載以外の給付金額・年齢については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

男性							
主契約		更新時(保険期間3年)		特約		更新時(保険期間3年)	
契約時	更新時	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)	実年齢(歳)	保険料(円)	実年齢(歳)	保険料(円)
18	-	18	11,692	18	-	18	-
19	-	19	11,857	19	-	19	-
20	15,176	20	12,011	20	1,405	20	141
21	15,377	21	12,176	21	1,417	21	141
22	15,589	22	12,341	22	1,441	22	141
23	15,814	23	12,519	23	1,453	23	141
24	16,062	24	12,719	24	1,476	24	141
25	16,345	25	12,932	25	1,488	25	141
26	16,652	26	13,180	26	1,500	26	141
27	16,983	27	13,440	27	1,523	27	141
28	17,361	28	13,747	28	1,535	28	141
29	17,774	29	14,066	29	1,559	29	141
30	18,235	30	14,432	30	1,594	30	153
31	18,707	31	14,810	31	1,630	31	153
32	19,227	32	15,223	32	1,677	32	153
33	19,770	33	15,648	33	1,724	33	165
34	20,360	34	16,109	34	1,795	34	165
35	20,975	35	16,593	35	1,866	35	165
36	21,624	36	17,113	36	1,960	36	177
37	22,309	37	17,656	37	2,055	37	177
38	23,041	38	18,235	38	2,161	38	177
39	23,833	39	18,861	39	2,268	39	188
40	24,683	40	19,534	40	2,397	40	200
41	25,592	41	20,254	41	2,516	41	200
42	26,561	42	21,010	42	2,657	42	212
43	27,588	43	21,837	43	2,823	43	224
44	28,722	44	22,734	44	3,000	44	236
45	29,950	45	23,703	45	3,212	45	248
46	31,273	46	24,742	46	3,437	46	271
47	32,678	47	25,864	47	3,697	47	283
48	34,214	48	27,080	48	4,004	48	307
49	35,891	49	28,403	49	4,382	49	342
50	37,709	50	29,844	50	4,818	50	377
51	39,658	51	31,379	51	5,303	51	401
52	41,713	52	33,009	52	5,846	52	448
53	43,862	53	34,710	53	6,448	53	484
54	46,118	54	36,493	54	7,133	54	543
55	48,468	55	38,359	55	7,877	55	590
56	50,901	56	40,284	56	8,692	56	649
57	53,405	57	42,268	57	9,566	57	708
58	55,968	58	44,299	58	10,511	58	779
59	58,625	59	46,401	59	11,574	59	850
60	61,377	60	48,575	60	12,719	60	932
61	64,199	61	50,807	61	13,959	61	1,015
62	67,187	62	53,180	62	15,294	62	1,098
63	70,423	63	55,731	63	16,747	63	1,181
64	73,966	64	58,542	64	18,306	64	1,275
65	77,852	65	61,613	65	20,006	65	1,381
66		66	64,920				
67		67	68,451				
68		68	72,183				
69		69	76,115				
70		70	80,249				
71		71	84,524				
72		72	88,858				

保険料表の見方(主契約)

男性、年払保険料の場合

契約時		更新時(保険期間3年)	
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)
35	20,975	35	16,593
36	21,624	36	17,113
37	22,309	37	17,656
38	23,041	38	18,235
39	23,833	39	18,861
40	24,683	40	19,534
41	25,592	41	20,254
42	26,561	42	21,010
43	27,588	43	21,837
44	28,722	44	22,734
45	29,950	45	23,703
46	31,273	46	24,742
47	32,678	47	25,864
48	34,214	48	27,080
49	35,891	49	28,403
50	37,709	50	29,844

40歳契約時 → 43歳更新時

ケース①: 健康年齢が更新時の実年齢-5歳であった場合 (38歳健康年齢, 18,235円)

ケース②: 健康年齢が更新時の実年齢と同じであった場合 (43歳健康年齢, 21,837円)

ケース③: 健康年齢が更新時の実年齢+5歳であった場合(上限) (48歳健康年齢, 27,080円)

更新日における実年齢70歳の保険料例

年払		
主契約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
100万円	10万円	
96,523円	38,902円	2,503円

●更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。

がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

女性

主契約		更新時(保険期間3年)		特約		更新時(保険期間3年)	
契約時	更新時	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)	実年齢(歳)	保険料(円)	実年齢(歳)	保険料(円)
18	-	18	15,932	18	-	18	-
19	-	19	16,085	19	-	19	-
20	20,538	20	16,251	20	1,382	20	236
21	20,727	21	16,404	21	1,417	21	236
22	20,927	22	16,569	22	1,476	22	236
23	21,128	23	16,723	23	1,535	23	236
24	21,329	24	16,876	24	1,606	24	236
25	21,530	25	17,042	25	1,689	25	236
26	21,730	26	17,195	26	1,783	26	236
27	21,931	27	17,361	27	1,901	27	236
28	22,120	28	17,502	28	2,043	28	236
29	22,297	29	17,644	29	2,220	29	248
30	22,451	30	17,762	30	2,421	30	259
31	22,593	31	17,880	31	2,645	31	259
32	22,734	32	17,998	32	2,905	32	271
33	22,876	33	18,105	33	3,212	33	283
34	23,041	34	18,235	34	3,590	34	295
35	23,218	35	18,376	35	4,039	35	307
36	23,419	36	18,530	36	4,547	36	330
37	23,644	37	18,719	37	5,114	37	342
38	23,939	38	18,943	38	5,751	38	354
39	24,293	39	19,227	39	6,484	39	366
40	24,718	40	19,557	40	7,287	40	377
41	25,203	41	19,947	41	8,161	41	401
42	25,746	42	20,372	42	9,058	42	413
43	26,336	43	20,845	43	9,944	43	425
44	26,998	44	21,364	44	10,794	44	436
45	27,718	45	21,931	45	11,633	45	460
46	28,486	46	22,545	46	12,412	46	472
47	29,265	47	23,159	47	13,121	47	484
48	30,033	48	23,774	48	13,723	48	496
49	30,765	49	24,352	49	14,172	49	507
50	31,462	50	24,895	50	14,491	50	519
51	32,111	51	25,415	51	14,692	51	531
52	32,737	52	25,911	52	14,822	52	543
53	33,363	53	26,407	53	14,904	53	555
54	34,036	54	26,927	54	14,975	54	566
55	34,733	55	27,494	55	15,011	55	590
56	35,501	56	28,096	56	15,046	56	602
57	36,328	57	28,746	57	15,129	57	625
58	37,261	58	29,490	58	15,294	58	637
59	38,300	59	30,304	59	15,554	59	661
60	39,445	60	31,214	60	15,896	60	684
61	40,662	61	32,182	61	16,310	61	696
62	42,020	62	33,257	62	16,770	62	720
63	43,555	63	34,473	63	17,219	63	755
64	45,362	64	35,902	64	17,656	64	779
65	47,441	65	37,544	65	18,081	65	803
66		66	39,410				
67		67	41,489				
68		68	43,756				
69		69	46,236				
70		70	48,905				
71		71	51,728				
72		72	54,621				

保険料表の見方(主契約)

女性、年払保険料の場合

契約時		更新時(保険期間3年)	
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)
35	23,218	35	18,376
36	23,419	36	18,530
37	23,644	37	18,719
38	23,939	38	18,943
39	24,293	39	19,227
40	24,718	40	19,557
41	25,203	41	19,947
42	25,746	42	20,372
43	26,336	43	20,845
44	26,998	44	21,364
45	27,718	45	21,931
46	28,486	46	22,545
47	29,265	47	23,159
48	30,033	48	23,774
49	30,765	49	24,352
50	31,462	50	24,895

40歳契約時 → 43歳更新時

ケース①: 健康年齢が更新時の実年齢-5歳であった場合 (38歳健康年齢, 18,943円)

ケース②: 健康年齢が更新時の実年齢と同じであった場合 (43歳健康年齢, 20,845円)

ケース③: 健康年齢が更新時の実年齢+5歳であった場合(上限) (48歳健康年齢, 23,774円)

更新日における実年齢70歳の保険料例

年払		
主契約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
100万円	10万円	
67,683円	25,439円	1,240円

●更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。

がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

健康年齢の判定および保険契約の更新について

●健康年齢の判定について

- ◎健康年齢とは、健康状態を年齢で表したものです。健診データや診療報酬明細書(レセプト)等のビッグデータを使用し、個々人の健康診断結果等によって将来の疾病の発生率等を分析することで、その方の健康状態を年齢として示したものです。
- ◎被保険者の実年齢が70歳となる更新日より前に到来する各更新日を健康年齢判定日といいます。
- ◎健康年齢は健康年齢判定日の実年齢と健康診断結果をもとに算定します。
- ◎健康年齢判定日ごとに算定された健康年齢にもとづいて計算された保険料は、各健康年齢判定日からその健康年齢判定日を含む保険期間の満了日まで適用されます。
- ◎健康年齢は健康年齢判定日の実年齢に5歳を加えた年齢が上限となります。また、下限は18歳です。
- ◎健康診断結果が良い場合であっても、実年齢が上がることにより、健康年齢が上がり、更新後の保険料が高くなることもあります。
- ◎健康年齢の算定に必要な検査項目は以下のとおりです。

<健康年齢算定に必要な検査項目>

検査項目		健康年齢算定に必要な項目		会社で受ける健康診断など、事業主に課せられている必須項目		
		男性	女性	40歳未満	35歳、40歳以上	
体格 (BMI)	体重(kg)÷{身長(m)} ²	○		○	○	
血圧	最高(収縮期)	○		○	○	
	最低(拡張期)	○	○	○	○	
尿検査	尿蛋白	○	○	○	○	
血液検査	血中脂質	HDLコレステロール	○		○	
		中性脂肪		○	○	
	肝機能	GOT	○	○		○
		γ-GTP	○	○		○
血糖値	HbA1c	○	○		○	

※健康年齢の算定に必要な項目が不足している場合、他の検査の数値から推定して取り扱うことがあります (HbA1cの測定が行われていない場合に、空腹時血糖の数値からHbA1cの数値の推定を行うことなどがあります)。

健康診断では、40歳未満(35歳を除く)の方は血液検査を省略されることがありますが、健康年齢の算定には血液検査の結果が必要となるため、血液検査も受診することをおすすめします。

●健康診断書について

つぎのいずれかをネオファースト生命あてにご提出いただけます。

健康診断の結果通知書(コピー)

人間ドックの結果通知書(コピー)

特定健康診査*の結果通知書(コピー)

*メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診断

以下の基準を満たしている必要があります。

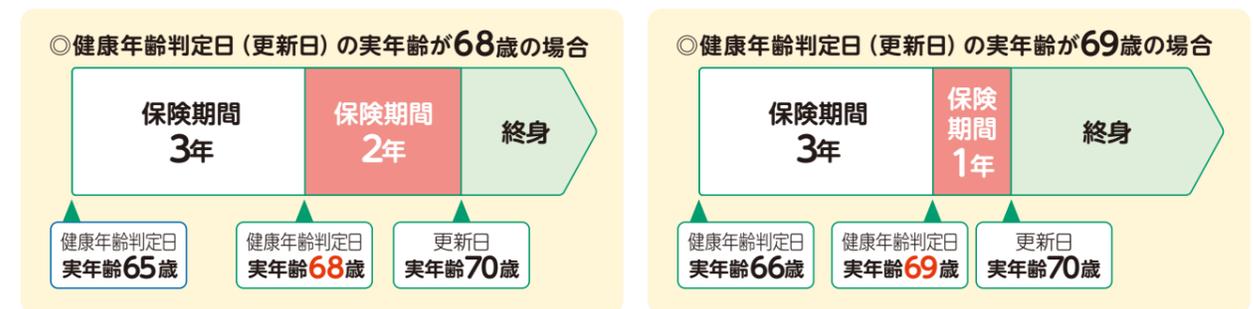
- ◎受診日が、健康年齢判定日からさかのぼって1年2か月以内のもの
- ◎受診機関名(または医師名)、勤務先企業名、市区町村名のいずれかが記載されているもの

- ※健康診断書(人間ドックの結果通知書等を含みます)が複数提出された場合は、それらの中で最新の日付のものを使用して健康年齢を算定します。
- ※ご提出いただく健康診断書で血液検査を受診できない場合等は、日本赤十字社で行う献血の際の血液検査結果等を代用できます。
- ※健康診断結果と重複して、医療機関や日本赤十字社等が行う検査結果等が提出された場合は、健康診断結果を優先して健康年齢を算定します。
- ※契約時と実年齢70歳の更新時は、健康診断書の提出は不要です。
- ※健康診断や人間ドック等に関する費用について、ネオファースト生命および募集代理店は負担いたしません。

●保険契約の更新について

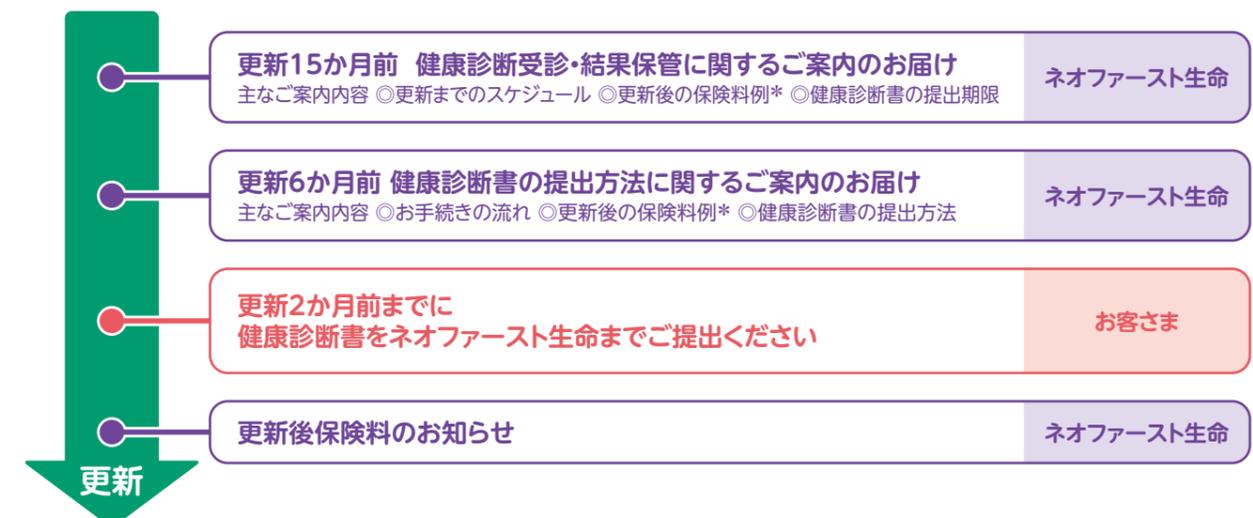
- ◎本商品の保険期間は3年です。更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一(3年)となります。
- ◎健康年齢判定日(更新日)における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の保険期間は1年です。
- ◎本商品は保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- ◎更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。保険料は被保険者の実年齢にもとづいて計算し、以後の保険料の變更はありません。
- ◎通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新により保険料は変動します(健康診断結果が良い場合であっても、実年齢が上がることにより、健康年齢が上がり、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなる場合があります)。
- ◎更新の際の保険料は、更新日時時点の保険料率により計算します。

<健康年齢判定日(更新日)の被保険者の実年齢が68歳・69歳時の保険期間イメージ図>



※P.16「更新について」をあわせてご確認ください。

●更新案内について



*更新後の保険料例は①更新時の実年齢-5歳、②実年齢と同じ、③更新時の実年齢+5歳(上限)を記載します。



健康年齢判定日(更新日)において、以下の理由により健康年齢が算出できなかった場合には、健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を健康年齢として、その健康年齢にもとづいて計算された保険料が適用されます。

- ①ご提出いただいた健康診断書等について健康年齢の算定に必要な項目が不足している等
- ②健康診断書等の提出がされなかった等



お申込みにあたって必ずご確認ください たい事項

●無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険(2020)(主契約)について

- ・入院一時給付金のお支払いは責任開始期以後に生じた疾病を原因とする場合に限り、
- ・支払対象の入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。
- ・以下の入院は「特定生活習慣病の治療を目的とする入院」には該当しません。
 - ・人間ドック検査など、治療処置を伴わない検査のための入院
 - ・通院でも可能な治療のみの場合など、入院の必要性が認められないとき
 - ・特定生活習慣病以外の疾病やその他の原因により入院し、その入院中に特定生活習慣病の治療を受けた場合で、特定生活習慣病単独では入院による治療の必要性が認められないとき
- ・生活習慣の改善に関する知識や自己管理法の習得などを目的とする入院(教育入院)は入院一時給付金をお支払いしません。
- ・直前の入院一時給付金の支払事由該当日から、その日を含めて1年間については、入院一時給付金をお支払いしません。
- ・がん(上皮内がんを含む)、心・血管疾患、脳血管疾患の治療を目的とする入院の場合、支払回数の制限はありません。
- ・糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、脾疾患、腎疾患の治療を目的とする入院の場合、入院一時給付金のお支払いは、各疾病につきそれぞれ1回限りとなります。
- ・直前の入院一時給付金が支払われることとなった日から1年を経過した日にお支払いの対象となる入院をしていた場合には、1年を経過した日の翌日に入院一時給付金をお支払いします。
- ・死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

●がん治療特約について

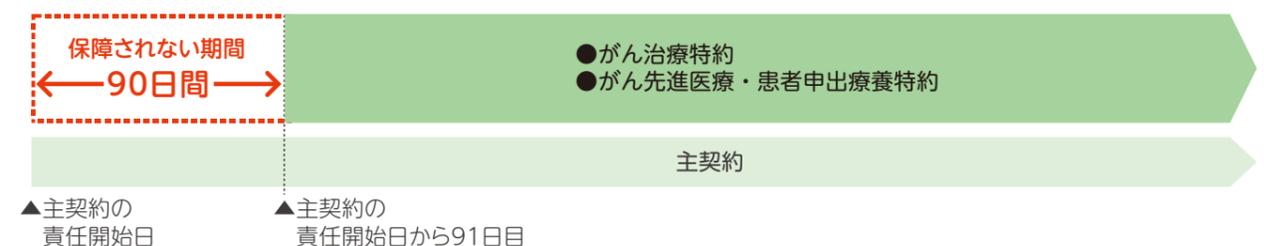
- ・がん治療給付金のお支払いは、がん(上皮内がんを含む)の治療を直接の目的とする場合に限り、
- ・お支払い対象となる治療などは、以下のとおりです。
 - ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる造血幹細胞移植
 - ・つぎのいずれかに該当する抗がん剤治療を伴う入院または通院
 - ①公的医療保険制度の対象となる抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療
 - ②公的医療保険制度における先進医療に該当する抗がん剤治療
 - ③公的医療保険制度における患者申出療養に該当する抗がん剤治療
 - ④がん(上皮内がんを含む)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療
 - ・抗がん剤治療に該当しない公的医療保険制度における先進医療、患者申出療養による療養
- ・お支払い対象となる抗がん剤は、がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの2点を満たす必要があります。
 - ・厚生労働大臣による製造販売の承認時に、がんの治療に対する効能または効果が認められたこと
 - ・世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、またはV10(治療用放射性医薬品)に分類されること
- ・お支払い対象となる先進医療は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
 - ②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること
 - ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであることのすべてを満たすものに限り、
- ・お支払い対象となる患者申出療養は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める患者申出療養、施設基準に適合する医療機関で受けたものであること
 - ②患者申出療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものであることのすべてを満たすものに限り、

●がん先進医療・患者申出療養特約について

- ・お支払い対象となる先進医療は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
 - ②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること
 - ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであることのすべてを満たすものに限り、
- ・お支払い対象となる患者申出療養は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める患者申出療養、施設基準に適合する医療機関で受けたものであること
 - ②患者申出療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものであることのすべてを満たすものに限り、
- ・同一の被保険者において、先進医療給付のあるネオファースト生命の特約に重複して加入することはできません。

●保障の開始について

- ・がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約には、主契約の責任開始日以後、**保障されない期間**があります。
- ・上記の保障されない期間中にがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約は**無効**になります。
- ・主契約については、**責任開始日より保障されます。**



●主な取り扱いについて

- ・解約返戻金はありません。
- ・契約者配当金はありません。
- ・契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ・ネオファースト生命が保険料を立て替えし、ご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ・ご契約が失効した場合、ご契約を復活させる取り扱いはありません。
- ・特約の中途付加の取り扱いはありません。

●更新について

- ・更新後の保険契約・特約には、更新日時点の規定を適用します。
- ・給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ・更新日にネオファースト生命がこの保険契約の締結・特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この保険契約・特約にかえて、所定の保険契約・特約により更新とみなして取り扱うことがあります。

ご契約後のサービス

ネオファースト生命は、お客さまの健康の維持・増進を支援する商品・サービスを提供してまいります。

【サービス例】

**24時間電話
健康相談サービス** 提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さまとそのご家族の方(*1)

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう…。 ストレスがたまって、まいってしまって…。

家族の介護について聞きたい 夜中にやっている救急病院を教えてください。



セカンドオピニオンサービス 提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

受診手配・紹介サービス 提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。

※原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

「健康第一 for ネオファースト生命」プレミアム

ご利用対象:ご契約者さまとそのご家族の方(*2)

健康増進に向けた、さまざまなサービスを提供する新しいタイプのアプリです。

毎日9,000歩あるくとスタンプがもらえます。ためたスタンプで、抽選に参加できます。

当選するとコンビニクーポンがもらえます。スタンプをためると当選確率アップ!

健康第一

iOS版 iOS9.3以降

Android版 Android4.4以降




※本サービスの利用に料金はかかりませんが、パケット通信料はお客さまの負担となります。

※ご契約後のサービスはネオファースト生命の保険商品の保障の一部ではありません。ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、お電話にてネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限ります。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名等が判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

(*1)ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

(*2)ご家族の方は、ご契約者さまの家族情報登録が必要です(上限13人)。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp> **ネオファースト生命**

「特定先進医療キャッシュレスサービス」

特定の先進医療による治療の一時的な費用負担を軽減できます。

特定の先進医療による療養(「重粒子線治療」または「陽子線治療」)をネオファースト生命所定の医療機関で受けられる場合に、先進医療給付金をネオファースト生命が医療機関に直接お支払いするサービスです(2020年10月現在のお取扱いであり、将来的に変更・終了することもあります)。

【サービスの対象】がん先進医療給付金

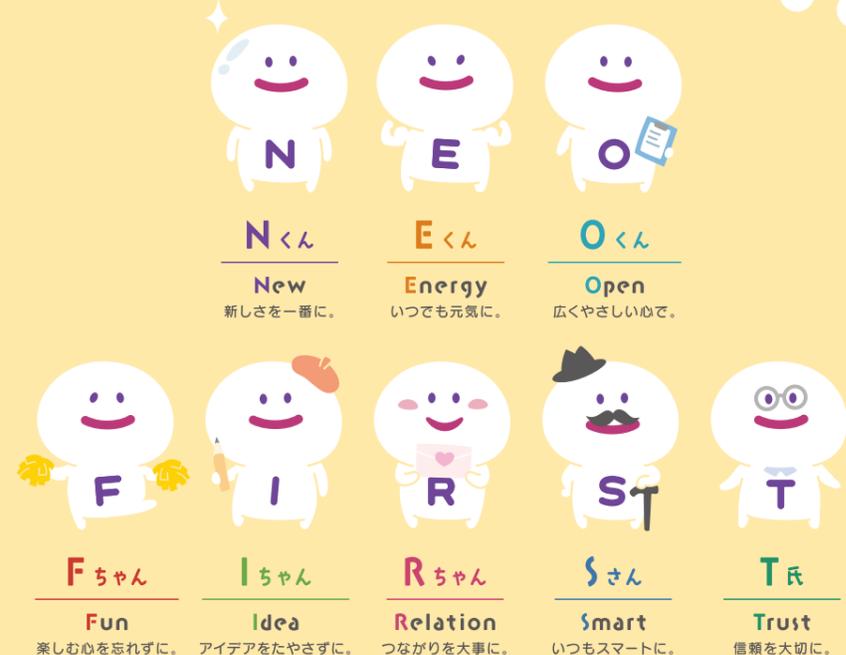
- 治療開始前にご請求いただいた場合に、お支払いできるかをご請求いただいた方に事前にお知らせし、治療開始後にご請求いただいた方にネオファースト生命が医療機関に直接お支払いします。
- ご利用に際しては、ネオファースト生命所定の要件を満たすことが必要ですので、必ず、治療開始前にネオファースト生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。
- ご利用は任意となりますので、ご請求いただいた方にがん先進医療給付金をお支払いする方法も選びいただけます。

※がん患者申出療養給付金は対象外です。



ネオファースト生命
オリジナルキャラクター

ネオちゃんず



ネオファースト生命のロゴから飛び出した妖精たちです!